

安倍9条改憲を阻止するため全力を尽くす決議

1 安倍首相は、2017年5月3日、「9条1項、2項をそのまま残し、そのうえで憲法に自衛隊の存在を明記する」旨の改憲案を提起し、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと宣言した。

森友問題に関する財務省の文書改ざん、イラク、南スーダンに派遣された自衛隊の日報隠し、厚労省の労働時間データねつ造など、民主主義の根幹をゆるがす大問題が次々と発覚し、安倍政権に対する不信が高まっており、安倍首相に改憲を語る資格などない。しかし、安倍首相は、「自衛隊違憲論争に終止符をうたなければならない」等と、自衛隊を明記する憲法改正を発議することに強い執念をみせている。2018年3月25日の自民党大会では、9条1項、2項は変えずに自衛隊を明記する方向が確認された。

報道によれば、自民党案としてまとめられることが想定される9条改憲案は、現憲法9条の次に、以下の9条の2を加えるものとされている。

「1項 前条の規定は、わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を執ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

「2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

2 安倍首相は、9条改憲について、9条1項、2項は維持され、自衛隊を明記しても従来から何も変わらないと説明している。しかし、憲法に自衛隊を明記することは、日本を「戦争をする国」に導くものにほかならない。

そもそも日本国憲法は、アジア太平洋戦争でのアジア諸国に対する侵略と多くの犠牲を真摯に反省する立場にたって、軍事力による紛争解決を全面的に否定する立場を明確しており、本来、軍隊である自衛隊の保持が認められる余地はない。憲法に自衛隊を明記することは、平和憲法の原則を根本から覆すものであり、軍事が基本的人権の保障に優先する国のあり方へとつながる。

また、これまで自衛隊は、9条の存在とそれに依拠した運動によって、その武器・装備や活動に大きな制約を課されてきた。安倍政権が強行的に成立させた戦争法（安保法制）でも、9条の存在と反対する世論の高まりのために、集団的自衛権を限定的なものとして位置付けざるをえなかった。安倍9条改憲は、そのような9条の自衛隊に対する制限をなくそうとするものであり、際限のない軍備増強と海外での武力行使への途を開き、9条1項、2項を死文化させるものである。

安倍首相が憲法に明記しようとしている自衛隊は、多くの国民が考える「災害救助」「専守防衛」を主任務とするものではない。歴代の自民党政権が進めてきた自衛隊の装備や活動の拡大・アメリカとの軍事一体化の強化は、安倍政権のもとでいっそう強く推し進められ、自衛隊は、世界有数の攻撃型・外征型の軍隊に増強され、アメリカの世界戦略の一端を担い海外で活動する存在になっている。自衛隊を憲法に明記することは、このような自衛隊を容認し、自衛隊の軍備増強とアメリカとの軍事一体化をますます進めるものである。

安倍政権は、この間、国民の反対の声を押し切って、秘密保護法、戦争法（安保法制）、共謀罪など「戦争をする国」のための法制を進めてきた。9条改憲は、この危険な方向をいっそう推し進めるものにほかならない。

自由法曹団は、憲法の基本原理である平和主義の根幹をなす9条を死文化し、日本を「戦争をする国」に導く安倍9条改憲に断固として反対する。

3 安倍政権は、この間、北朝鮮の核開発、弾道ミサイル発射実験等に対し、「対話のための対話には意味がない」として軍事的対応を強調し、それを口実にして軍拡と9条改憲を推し進めようとしてきた。しかし、軍事的圧力の強化は、戦争という破滅的な結果につながるものであり、決して許されない。

2018年4月27日に南北首脳会談が実現し、6月12日には米朝首脳会談が開催される。これは、軍事的対応による戦争を回避するために、対話と外交による平和的解決を求めてきた世界の世論の反映であり、憲法9条が掲げる軍事的手段によらない平和的解決こそが紛争を現実的に解決する唯一の道であることを示すものである。

2017年7月に核保有大国の反対を押し切って核兵器禁止条約が採択されたことにみられるように、軍事力ではなく、理性と民衆の運動が世界を動かす時代になりつつある。憲法9条を生かした非軍事的な手段による紛争解決の道こそが世界的な潮流であり、9条改憲は、これに逆行するものにほかならない。

9条改憲を阻止し、憲法9条を生かして朝鮮半島と東アジアの平和を構築するために努力することこそが、日本の進むべき道である。

4 安倍9条改憲に対して、これまで以上に幅広い市民が「安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会」の取り組みに賛同し、3000万人の反対署名の実現に向けて尽力している。また、多くの市民・団体が9条改憲に反対する意見を表明し、安倍政権のもとでの改憲に反対する世論が多数を占めている。

自由法曹団は、憲法に依拠して活動してきた法律家団体として、各地で学習会や街頭宣伝、3000万人署名等の運動に取り組み、9条改憲を阻止するために奮闘してきた。今後も、多くの市民と共同し、9条改憲を阻止するために全力で奮闘することを決意する。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会

「働き方改革」一括法案の廃案を要求し、 労働者の命と健康、権利を守る働くルールの確立を求める決議

1 データねつ造と過労自殺隠ぺいの下、「働き方改革」一括法案の審議入り強行

安倍内閣は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」（以下『働き方改革』一括法案）もしくは「一括法案」という）に関して、「裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短い」との労働時間データのねつ造をし、2018年3月1日、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大の撤回に追い込まれたが、今日に至るまでデータねつ造の責任の所在を明らかにしていない。また、この間、安倍内閣が、2017年12月26日まで3か月間も野村不動産の社員の過労自殺の労災認定を引き延ばし、同日、監督指導の実績をアピールするため、過労自殺を隠ぺいしたまま野村不動産への特別指導を公表した疑いが強まっている。

野党6党がデータねつ造の責任の所在や過労自殺隠ぺいの真相を明らかにすることを求めて一括法案の国会審議を拒否する中、安倍内閣と自民・公明与党は、2018年4月27日、衆議院本会議で、次いで、5月2日、衆議院厚生労働委員会で、一括法案の審議入りを強行し、5月中に衆議院を通過させ、6月20日の会期末までに成立を図ろうとしている。

しかし、一括法案の労働者の命と健康、雇用と労働条件をおびやかす内容が明らかになるにしたがい、最近の世論調査でも、「今の国会で成立させる必要はない」が68.4%になっている（共同通信社が5月12日、13日の両日に実施した世論調査）。いま、安倍内閣がなすべきことは、一括法案の審議の強行ではなく、データねつ造の責任の所在や過労自殺隠ぺいの真相を明らかにし、「働き方改革」一括法案を撤回し、残業時間の上限規制や労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の改正内容等を抜本的に見直すことである。

2 残業代ゼロ、過労死促進の高度プロフェッショナル制度

高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）は、金融商品の開発業務、アナリスト業務、研究開発業務等の特定高度専門業務に従事する年収1075万円以上の労働者に対して、労働基準法第4章の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定は一切適用しないとする制度であるが、この間の審議等で、次のとおり、無制限の労働を課し、将来、対象業務や年収要件を拡大できる制度であることが明らかになっている。

（1）健康確保措置は、「1年間を通じ104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上の日を使用者が与えること」となっているが、これでは、4週の最初に4日休ませ、次の4週の休みを最後に持ってくれば、48日間連続で毎日24時間、合計1152時間連続で働かせることができる。

さらに、一括法案では、使用者は、上記104日の休日の他に5日の年次有給休暇さえ与えれば、残りの256日は24時間働かせることができ、年間6144時間働かせることができる。

（2）健康確保措置として、使用者は、①勤務間インターバルと深夜業の制限、②健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計時間）の制限、③2週間連続の休日の付与、④健康診断の実施のいずれかの措置を行うこととなっている。しかし、これらの健康確保措置は行わなくても罰則はないし、健康診断の実施を選べば使用者への負担はほとんどない。

（3）高度プロフェッショナル制度の対象業務や年収要件は、将来の改定によっていくら

でも拡大することができる。

以上のとおり、高度プロフェッショナル制度は、残業代ゼロの下、無制限の労働を課し、過労死を激増させる制度であり、絶対に容認できない。

3 過労死ラインの残業の「合法化」法案

一括法案の上限規制は、時間外労働と休日労働をあわせて、「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」、「12か月連続80時間・1年960時間」の残業をさせることを認めるものとなっている。これは、厚生労働省の過労死認定基準が定める「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に1か月当たりおおむね80時間」との過労死ラインの残業を「合法化」し、過労死を激増させる上限規制であり、とうてい容認できない。

4 正社員と非正規労働者の間の格差の固定・拡大化法案

労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の「改正」案には同一労働同一賃金を定める条項はなく、これらの法案は、「職務の内容及び配置の変更の範囲」（いわゆる「人材活用の仕組み」）の違いによる格差を容認するものとなっており、同じ仕事に従事していても、正社員と派遣・パート・有期労働者の間の格差を固定化、拡大することを認めている。また、これらの法案は、「職務の成果、意欲、能力又は経験」等を賃金決定の要素にし、使用者の恣意的な判断の下、正社員と派遣・パート・有期労働者の間の格差が拡大することを認めている。格差を固定・拡大化する労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の「改正」案を認めることはできない。

5 非正規雇用と請負委託型の働き方の普及拡大法案

一括法案は、雇用対策法の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同法の目的に「労働生産性の向上等の促進」と「多様な就業形態の普及」を導入しようとしている。これでは、労働施策総合推進法の下で、リストラ解雇や正社員の非正規労働者や請負委託への置き換えが促進されることになる。無権利労働である「非正規雇用と請負委託型の働き方」を普及拡大する雇用対策法の労働施策総合推進法への「改正」は、とうてい容認できない。

6 一括法案を廃案にし、働くルールの確立を！！

以上のとおり、「働き方改革」一括法案は、残業代ゼロと過労死を激増させ、格差の固定・拡大化をもたらし、非正規雇用と請負委託型の働き方を普及拡大する法案であり、とうてい容認できない。

今、求められていることは、「時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等とすること」、「始業後24時間を経過するまでに11時間以上の連続した休息時間を付与する勤務間インターバル制度の創設」、「労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の改正にあたっては、不合理性の判断要素から『当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情』を削除し、これらの法律や労働基準法等に同一労働同一賃金と均等待遇の原則を明記すること」等、労働者の命と健康、権利を守る働くルールを確立することである。

自由法曹団は、「働き方改革」一括法案の廃案を要求し、働くルールの確立のため、全力をあげて奮闘する決意である。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会

福島第一原発事故による 被害の全面的な救済及び脱原発社会の実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に丸7年が経過した。依然として多くの避難者が避難生活を余儀なくされており、避難より被った被害の実態に即した賠償はなされず、明日をも知れぬ不安な日々を過ごしている。

また、避難先から帰還した避難者も、かつての豊かなふるさとを失われ、人々の営みが消失してしまった状況に悲観し、絶望している者も少なくない。

これらの事実は、ひとたび原発事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2018年3月15日、福島第一原発事故で京都府内に避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（京都訴訟）で、京都地方裁判所は、津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国及び東京電力に損害賠償の支払いを命じた。この京都訴訟では、いわゆる「自主的避難等対象区域」に属していない地域（千葉県柏市、松戸市、栃木県大田原市）からの避難の相当性（因果関係）を認め、政府の決めた避難区域の線引きにとらわれず賠償責任を命じたものである。

3 2018年3月16日には、福島第一原発事故で東京都内に避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（首都圏訴訟）で、東京地方裁判所は、国及び東京電力の責任を認め、損害賠償の支払いを命じた。

この首都圏訴訟判決においても、政府の決めた避難区域外からの避難の相当性を認め、区域外からの避難者に対し、政府の定めた中間指針を大きく超える基準の賠償を命じたものである。

4 そして、2018年3月22日には、福島第一原発事故による避難区域の指定により避難を余儀なくされた避難者、すなわち、法的に避難を強制された避難者らが、東京電力に対して損害の賠償を求めた訴訟（避難者訴訟）の判決がなされた。

この避難者訴訟判決において、福島地方裁判所いわき支部は、ふるさとの喪失を慰謝料の要素と認め、中間指針を超える損害賠償額の支払いを命じた。

5 京都訴訟判決及び首都圏訴訟判決は中間指針では認めていなかった範囲の避難者に対する賠償を認めたという点、いわきの避難者訴訟はふるさと喪失という要素を損害の内容として認めたという点において、政府の決定した枠組みにとられない責任を裁判所が認定したものであり、これらの3つの判決における損害論に関する判断は一定程度評価できる。

6 しかしながら、これら3つの判決を含む、福島原発事故に起因するすべての損害賠償請求訴訟の判決は、いまだなお、福島第一原発事故による被害内容を正確に評価したとは言えず、被害実態に比べて賠償額は著しく低い。

福島第一原発事故による被害の完全なる救済のためには、より、被害の実態に踏み込んだ賠償額の認定が不可欠である。

7 一方、2017年12月13日、広島高等裁判所は、四国電力の伊方原子力発電所3号機(愛媛県)に対し、2018年9月末まで運転差し止めを命じる仮処分決定を下した。高裁において原子力発電所の運転の差し止めを認める決定がなされたのは初めてのことであり、脱原発の社会に向けて、大きな意義のある決定であった。

しかしながら、2018年に入り、大間原発、玄海原発、高浜原発において、相次いで差し止めを認めない判決及び決定が出されている。このような姿勢は、福島第一原発事故による深刻かつ甚大な被害に目を背け、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

8 今回、鳥取・米子5月研究討論集会の原発問題分科会では、これら損害賠償裁判における損害論の問題点、及び原発ゼロ社会実現に向けたたたかいについて、十分に議論を行った。

自由法曹団は、国及び東京電力に対し、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの被災者に対する完全賠償の実現に最優先で取り組むことを求める。そのうえで、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロ社会を実現することを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会

「特定複合観光施設区域整備法案」（「カジノ実施法案」）の国会提出に強く抗議し、同法律案の廃案及び「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（「カジノ推進法」）の廃止を求める決議

政府は、2018年4月27日、「特定複合観光施設区域整備法案」（以下「カジノ実施法案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。カジノ実施法案は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「カジノ推進法」という。）（2016年12月25日に成立した）の実施に関する法律案である。

自由法曹団は、これまで、2014年4月に「カジノ法案の廃案を求める意見書」を發表し、その後も、同年10月「カジノ法案の廃案を求める決議」をあげ、2016年12月には、「カジノ法律案の廃案を求める声明」を發表し、カジノ推進法に一貫して反対してきた。カジノ施設については、①青少年の健全育成に悪影響を及ぼす。②射幸心（偶然に得られる成功や利益を当てにし、まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をあおり、そうした一攫千金の考え方が、勤労意欲や勉学意欲を低下させる。③賭博場設置地域では、風紀や住環境・教育環境等が悪化する等、多くの問題点が指摘されている。特に、ギャンブル依存症患者の増加は、深刻な問題である。この点を踏まえ、カジノ推進法10条1項8号には「カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項」を講ずるものとされている。

しかし、カジノ実施法案では、ギャンブル依存症の問題は、全く解決されていない。政府は、ギャンブル依存症対策のため、カジノ実施法案に、カジノを設置できる区域を3つまでと限り、入場料金及び1ヶ月の入場回数に制限を設けたと説明している（入場料・認定都道府県等入場料として、合計6000円とし、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限する）。しかし、ギャンブル依存症は、経済的、社会的、精神的問題が生じているにもかかわらず、ギャンブルをやめることができない病気であり、入場料金の設定は、ギャンブル依存症の対策とはならない。また、回数制限についても、毎週末カジノに通うことが可能であり、ギャンブル依存症の対策とはなっていない。さらに、最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、所要の措置をとるとされており、今後、規制が緩和されることも容易に想定される（設置区域については、7年後）。

そもそも、カジノ法案は、刑法が禁止する賭博施設の設置に国家及び都道府県が関与するものである。しかし、賭博施設には、公共性は一切無く、国家及び都道府県が賭博施設の設置に関与することは、絶対に許されない。

自由法曹団は、今回のカジノ法案の国会提出に強く抗議するとともに、カジノ実施法案の廃案及びカジノ推進法の廃止を求めるものである。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会

司法修習生に対する十分な経済的支援制度の確立を求め、 いわゆる「谷間世代」の救済を求める決議

1 裁判所法一部改正案が2017年4月に国会で成立し、現在修習中である71期司法修習生の代から、これまでの貸与金に代えて、修習給付金（基本給付金13万5000円、住居給付金最大3万5000円および移転給付金）が支給されることとなった。

2 もともと司法修習生に対しては、戦後、裁判所職員に準ずる扱いを受けて給費制が採用されていた。その目的は、国民の基本的な人権の擁護を担う法曹を国の責任において育てるために、司法修習生の生活環境も国の責任において保障することにあつた。そして、司法修習生は給費制の下で生活環境を保障される一方、修習に専念する義務を課され、修習に専念してきた。さらに、給費が国民の税金によって賄われることから、法曹となる者に国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感を醸成する土壌ともなっていた。

ところが、誤った受益者負担主義の発想により、2011年11月採用の新第65期司法修習生から給費制が廃止され、貸与制に切り替えられた。

給費制の廃止に伴い、経済的理由から法曹になることを諦める者が増えるなど法曹志願者の減少に拍車がかかり、また、司法修習生からも書籍の購入や課外活動への参加を控えるなど充実した司法修習が困難であるとの声があがるようになった。司法修習を終えて弁護士登録した者の中でも、将来の貸与金の返済に不安を感じ、公益活動を控える者も見られるようになった。

こうした事態をふまえ、日本弁護士連合会、ビギナーズ・ネットおよび司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会などが粘り強く要請を繰り返した結果、衆参両院の過半数を超える国会議員が司法修習生に対する経済的支援に賛同するに至り、裁判所法改正に繋がった。

3 だが課題はまだ残っている。

修習給付金の額は給費制廃止以前の給費の額に及ばないものであり、充実した司法修習を送るために十分と言えるものではない。また、給費制の時代に認められていた共済への加入資格はないままであるなど福利厚生側の側面が全く不十分である。日本弁護士連合会による給費制廃止下の司法修習生の生活実態アンケートによれば、住居費の負担のある司法修習生の平均の生活費は月額20万円を超えており、実際に、新制度のもとで現在修習を受けている71期司法修習生の中には、従来の貸与制も申し込んで生活費の不足分を補っている者も珍しくない。したがって、司法修習生が充実した修習を送ることができるよう給付水準の引き上げや福利厚生面の整備が検討されるべきである。

また、新制度は、法改正前に給費制廃止下で修習を終えた新第65期から第70期の司法修習生（いわゆる「谷間世代」）に対し遡及適用されないこととされている。しかし、司法修習生の生活実態に鑑みて修習給付金制度を創設したのであるから、給費制廃止によって経済的負担を強いられた者を置き去りにすることは不公平である。本年7月には新65期の貸与金の返済が開始し、約300万円借りた者は年間約30万円を10年かけて返済していくことになる。しかし、法曹になって6年目の時期は、弁護士事務所の独立、結

婚、出産等の転機を迎える者が少なくなく、貸与金の返済が足かせとなってライフプランの変更を余儀なくされる者も珍しくない。不公平是正のための対策は必須であるところ、新65期の返還開始まで残り2か月であり、対策を取る時間がない。したがって、関係機関は返還の免除、または、少なくとも今年7月からの返還の延期の措置をとるべきである。また、現在、給費制の復活を求めて全国7地裁で8件の給費制廃止違憲訴訟が提起されているが、政府は置き去りにされる者が出ないように、この点の解決も図り、全国的に提起されている訴訟を和解により終結させる努力をほらうべきである。

4 自由法曹団は、残された課題の解決、特に、喫緊の課題である新65期の貸与金の返済免除ないし猶予を関係機関に対して強く求め、引き続き関係各層と連帯して取り組むことを表明し、これを本集会の決議とする。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会